

平成17年 6月26日
株式会社ネットワークス

外国年金管理（OAPI特許）

OAPIはアフリカ知的所有権機構（AFRICAN INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION）の略で国コードは「OA」となります。

アフリカ南部からサハラにかけての旧フランス植民地諸国によって、1962年に設立され、1990年にOAMPI（アフリカ・マダガスカル工業所有権事務局）からOAPIに改称されました。

現在の加盟国は以下の14カ国です。特許庁の所在地は、カメルーンのヤウンデ（Yaounde）です。ベナン(Benin:BJ)、ブルキナ・ファソ(Burkina-Faso:BF)、カルメーン(Cameroon:CM)、中央アフリカ(Central African Republic:CF)、チャド(Chad:TD)、コンゴ(Congo:CG)、トーゴ(Togo:TG)、赤道ギニア(Guinea:GN)、コートジボアール(Cote d'Ivoire:CI)、マリ(Mali:ML)、モーリタニア(Mauritania:MR)、ニジェール(Niger:NE)、セネガル(Senegal:SN)、ガボン(Gabon:GA)

このOAPIへの出願は欧州特許出願（EPC）と同様に広域出願ですが、OAPI出願は単一出願で全加盟国を自動的にカバーし、EPC出願のように加盟国を指定する事はありません。特許権の効果は全加盟国に及びます。

全ての加盟国が、パリ条約の加盟国で、PCTの加盟国でもあります。PCT（特許協力条約）による国際出願において、指定国として「OA」の指定ができます。

OAPI特許に関する規定は以下のとおりです。

1. 願書の言語は英語又はフランス語です。
特許の存続期間は出願日から10年間です。但し、2回更新手続きにより各5年間延長する事ができ、最長存続期間は20年間となります。存続期間の更新手続きは、満了前6ヶ月以内に行うことができます。更に料金を納付することにより6ヶ月の猶予期間が認められています。
出願時に2年分の年金を支払います。
2. 優先権主張を伴う場合は、出願日から6ヶ月以内に優先権証明書の提出が必要です。
優先権証明書の英語又はフランス語への翻訳文も同期間内に提出しなければなりません。
3. PCT出願の場合の移行期限は優先日から30ヶ月です。
4. OAPI出願は単一出願で全加盟国を自動的にカバーし、EPC出願のように加盟国を指定する事はありません。特許権の効果は全加盟国に及びます。
5. 無審査主義です。出願公開制度・審査請求制度はありません。
方式要件のみの審査が行なわれます。
6. 出願書類に瑕疵があると判断された場合には、出願人はその旨の通知から2ヶ月以内に補正するよう要請されます。この期間は申請により延長できます。
この通知に対して適正な補正がされなかった場合には、出願は拒絶(Reject)されます。
7. この拒絶に対して不服がある場合には、OAPIの審判部のHigh Commissionに審判を請求することができます。
8. 方式的要件を満たしかつ発明が不特許事由に該当していないと判断された場合には、特許付与の決定がなされます。この付与の決定がされると、その旨官報(Official Bulletin)に掲載され特許証が発行されます。
9. 2回目以降の年金は、期限満了の年の出願日に相当する日までに納付します。

K E M P O S 上では以下のように扱います。

(パリルートの場合)

1. 出願時に出願日から6ヶ月後の日付を優先権証明書提出期限及び同翻訳提出期限にセットします。
出願時に納付年数「2」をセットします。次回年金期限を計算します。
存続期間は20年として設定します。
2. 登録査定の入力で、納付期限を計算・セットします。
無審査ですが、特許付与の決定という手続きがあり、これに対して「Grant Fee」があるよう
ですので、登録査定の入力と納付期限の設定を行います。
3. 設定納付の入力で、納付期限をクリアします。
4. 登録の入力では、登録日・登録番号を入力するだけです。
5. 第3年度分以降の納付は、出願日を起算日とする年金期限の前までに、納付します。
納付した年数(初期値は1)分だけ期限が更新されます。

(P C T ルートの場合)

1. 通常の特許と異なるP C T 用の出願種別はありません。
2. 国内移行の入力時に、納付年数の入力、及び年金期限・存続期限の計算を行いません。
3. 国内移行後の扱いはパリルートの場合と同じです。

(パリルートの場合)

1. OAPI特許の出願種別の設定は以下のとおりです。

- ・ 存続期間は出願日から20年です。
- ・ 年金期限の起算日は出願日です。
- ・ 初回の年金は2年です。出願時に1 - 2年度分の年金をまとめて納付します。
- ・ 維持年金にチェックを入れます。出願時納付は「2」です。
- ・ 2回目以降は、各年度の出願日の日までに次年度分の年金を納付します。

2. 出願の入力

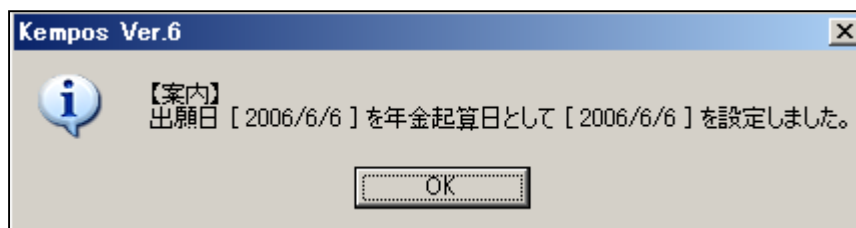
- ・ 出願は「出願(年金期限の計算あり)」を使用します。

Code	国名	工程分類	手続定義ID	手続詳細	IDS Rep	IDS 提出	変更/ 削除
OA	OAPI	出願	出願	出願	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		出願	出願	出願(年金期限の計算あり)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		出願	本番出願	本番出願	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

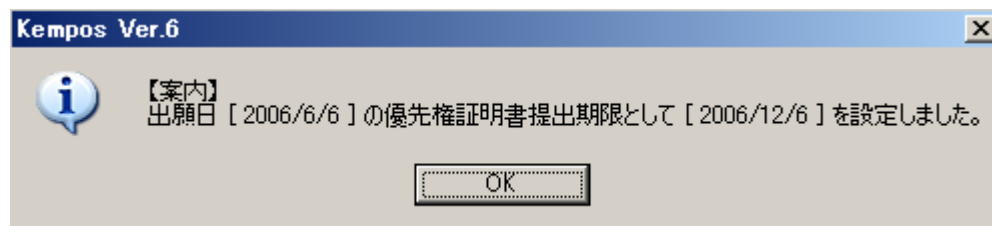
- ・ 出願の入力画面です。

- ・ 納付年数には初期値「2」が自動的にセットされます。

- ・年金起算日をセットします。(出願日が年金起算日となります)



- ・優先権証明書の提出期限をセットします。(出願日の6ヵ月後が優先権証明書期限となります)



- ・出願入力後の出願台帳の画面です。

整理番号	F1000-OA	OA特許	管理者	審判番号	
586	OA	特	内外	担当者	異議番号
顧客Ref	A01	共願種別	代表出願人	共願人等	1
顧客名	アルプス電気株式会		分担率%	0	
部 署		顧客担当			
優先権	出願日	2006年6月6日	公開日	公告日	登録日
原出願	出願No.		公開No.	公告No.	登録No.
請求項	請求期限		要約・関連	審査経過	出願書誌
納付年	2	月	0	外国期限	期限案内
名称	English	印刷済	年金回数	年金起算	2006年6月6日
				年金期限	2008年6月6日
				納付日	
				手動期限	
				出願経過	

- ・納付年数「2」がセットされています。
- ・存続期限「2026/06/06」(出願日から20年後)がセットされています。
- ・年金期限「2008/06/06」(出願日から2年後)がセットされています。
- ・年金起算日「2006/06/06」(出願日)がセットされています。

3 . 登録査定及び特許料の納付

O A P I 特許の登録査定（特許付与）に関する規定は以下のとおりです。

方式的要件を満たしかつ発明が不特許事由に該当していないと判断された場合には、特許付与の決定がなされます。この付与の決定がされると、その旨官報(Official Bulletin)に掲載され特許証が発行されます。

特許要件を満たさないと判断された場合、拒絶査定となります。
出願人は、拒絶査定に対して？ヶ月以内に審判請求を行なうことができます。

K E M P O S では、特許査定は「登録査定」で入力します。
登録査定入力時に、？ヶ月後に「設定納付」期限をセットします。

その後、設定納付の入力を行なうことで、期限が解除されます。

3 - 1 . 登録査定の入力

登録査定は、「登録査定（納付期限の計算あり）」を使用します。

OA	OAPI	審査	登録査定	登録査定(設定納付期限の計算あり)			
		審査	登録査定	登録査定(設定納付期限の計算あり)			

納付期限は不明なので「0」(0ヶ月)で設定します。

共通種別	国名	固有種別	期限を発生する手続	期限題名	起算日	応答期限		延長期限		回答期限	
						国内	外国	国内	外国	国内	外国
	OAPI	OA特許	登録査定(設定納付期限の計算あり)	設定納付	手続日	0	0	0	0	0	0

登録査定の入力画面です。

出願手続：フォーム

経過手続 登録査定

New Edit Delete IDS提出 転記

IDS 追完 期限補正 請求書 提出書 通知状 受任票

査定日 2007年7月7日 経表示 DNTrn 添付DN

送付日

受領日

担当者 印刷済

設定納付 文書名

最終期限 備考

- ・設定納付期限は応答期間不明なので自動的にセットされません。
手動で入力します。

登録査定入力後の出願台帳の画面です。
 設定納付期限がセットされています。

3 - 2 . 設定納付の入力

設定納付の入力画面です。

- ・ 納付年数（年金）の入力はありません。
 特許料（公報発行料）のみの納付です。
- ・ この入力で設定納付期限がクリアされます。

4. 登録

- 登録は「登録（存続期限の計算あり）」を使用します。
出願時に存続期限の計算を行なっていて、ここでの再計算は不要ですが、一般的な手続きとして、「登録（存続期限の計算あり）」を使用します。

出願手続：フォーム

経過手続 登録

New Edit Delete IDS提出 転記

IDS 追完 期限補正 請求書 提出書 通知状 受任票

登録日 2007年12月12日 経表示 DNTrn 添付DN

応答元指令

送付日

受領日

担当者 印刷済

登録番号

5. 3年度以降の年金の納付。

- ・最初の年金納付は、出願日から2年後（第3年度分）までに行います。
- ・外国出願の場合、通常、外国代理人からの完了報告をもって年金期限の更新を行います。

自願	内外	特	手続追加
年金	年金納付		
年金管理会社へ年金管理移管 年金納付（権利者からの回答） 年金納付（代理人からの完了報告）（期限更新） 年金納付（代理人からの期限案内） 年金納付（代理人からの領収通知） 年金納付（代理人への指示）			

出願手続：フォーム

経過手続 納付報告

New Edit Delete IDS提出 転記

IDS 追完 期限補正

請求書 提出書 通知状 受任票
 報告日 2008年5月5日 経表示 DNTrn 添付DN
 応答元指令

送付日
 受領日
 担当者 印刷済

納付年数 3 ~ 3
 文書名
 備考 第3年分

「納付報告」入力後の出願台帳の画面です。

出願台帳：フォーム

出願台帳 完全一致 整理番号 f1000-0a Report Preview Print 自願 内外 特 手続追加
年金 年金納付

整理番号 F1000-0A OA特許 管理者 審判番号
 586 OA 特 内外 担当者 異議番号

顧客Ref A01 共願種別 代表出願人 共願人等 1 Your Ref
 顧客名 アルプス電気株式会 分担率% 0
 部署 顧客担当

優先権 出願日 2006年6月6日 公開日 公告日 登録日 2007年12月12日
 原出願 出願No 公開No 公告No 登録No

請求項 請求期限 要約・関連 審査経過 出願書誌 図面・包袋 外国出願
 納付年 3 月 0 審査請求 外国期限 期限案内 年金更新 受任・他 発明者 権利者 数量
 名称 English 印刷済 年金回数 年金起算 2006年6月6日 主勤期限
 年金期限 2009年6月6日

- ・納付年は「3」に更新されています。
- ・年金期限は「2009/06/06」に更新されています。